

写

令和3年8月4日

神奈川県労働局長
川口 達三 殿

神奈川県最低賃金審議会
会長 盛 誠吾

神奈川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月2日付け神労発基第0702第2号をもって貴職から諮問があった標記のことについて、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を十分参酌し、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、調査審議に当たっては、以下の事項を重視した。

- 1 新型コロナウイルス感染症による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響
- 2 中小企業・小規模事業者が置かれている状況
- 3 今後の感染症の動向
- 4 賃金の低廉な労働者の処遇改善

また、神奈川県最低賃金の改正決定に当たっては、以下の事項を強く要望する。

- 1 最低賃金の引き上げによる企業経営への影響が懸念されることから、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための最大限の支援や申請手続きの簡素化、取引条件の改善等に引き続き取り組むこと
- 2 関係行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮をすること
- 3 現行の目安制度の下で、異なるランク間での最低賃金額の格差の拡大は看過できない課題であり、その改善に向けて努力を尽くしていただくほか、同一ランク内においても地域の経済事情、影響率・未満率等の各種指標を十分に比較考量しつつ、目安額設定についての議論を深めていただくこと

神奈川県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
神奈川県全域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1040円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年10月1日